



公 告

令和 8 年 3 月 9 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を森林経営管理法第 8 条の規定により取り消したため、同法第 9 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

大館市長 石 田 健 佑

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	備考
集 R7-45	大館市比内町味噌内字上宿内 57 番	3/30	山林	0.20	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由
所有者と本市との合意により